

京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第157号

京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

京都市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(申請書等の経由)

第1条の2 保健所長に提出する申請書、届出書その他の書類は、食鳥処理場の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項に規定する届出食肉販売業者が保健所長に提出する次に掲げる書類は、その営業所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して提出しなければならない。

- (1) 第14条に規定する届出食肉販売業者届
- (2) 第16条に規定する届出食肉販売業者廃止届
- (3) 第18条第1項に規定する許可書等再交付申請書
- (4) 第18条第3項に規定する発見した許可証等

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分、第3号様式、第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分、第8号様式から第12号様式までの規定及び第14号様式注以外の部分中「京都市保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)